しあわせ信州

長野県（飯田保健福祉事務所）プレスリリース　令和５年（2023 年）12 月 19 日

犬・猫休日譲渡会の開催について

長野県飯田保健所では、収容した犬や猫の譲渡を行っています。
犬猫に譲渡の機会を設け、より多くの人に、円滑に譲渡を進めるため、「犬猫休日譲渡会」を開催します。

１　日　程

年	令和6年		
月	1	2	3
日	13	11	16
曜日	土	日	土

２　時　間

午前 10 時半から正午まで

３　場　所

長野県飯田保健所（飯田市追手町 2－678）

４　対象者

県内在住の個人の方で、別紙の要件を満たす方

５　定　員

1 組 30 分見学　9組（先着順、要予約）
開催日の 10 日前から予約を開始し、定員になり次第、締め切りとさせていただきます。
お申し込み締め切り：開催日直前の金曜日の午後5時

６　お申込み・お問い合わせ先

飯田保健所　食品・生活衛生課　電話：0265-53-0446）
（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時）

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

［長 野 県 総 合 5 か 年 計 画 推 進 中］

飯田保健福祉事務所（飯田保健所）食品・生活衛生課
松村　井ノ上
電　話：0265-53-0446（直通）
0265-23-1111（代表）内線 3018
ＦＡＸ：0265-53-0469
E-mail：iidaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

（別紙）

飯田保健所犬・猫休日譲渡会　譲渡要件

1　県内在住の 18 歳以上の方
　なお、譲渡対象者は、18 歳以上 60 才以下の方とする。61 才以上の方については、60 才以下の代理人がいる場合に限り譲渡対象とすることができる。

2　家族全員の同意が得られている

3　譲渡後、速やかに不妊・去勢手術を行うこと

4　終生飼養ができる環境である

5　持ち家またはペット飼育可能な集合住宅・借家である

6　猫については、屋内飼育ができること

7　他人に迷惑をかけないように適切に飼養できる

8　譲り受けた犬猫を他の方に譲ったり販売しない

9　譲渡にあたり、誓約書を提出し、そのとおり履行できる

※ 状況により、譲渡をお断りする場合もあります。